

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第55回) 議事次第

令和4年5月13日(金)
10:00～12:00
永田町合同庁舎7階 特別会議室

(議 事)

1. 開会
2. 医療・福祉・労働部会報告
3. 令和3年度評価意見案について
4. 評価・調査委員会会議規則の改正について
5. その他
6. 閉会

(配布資料)

- 資料1 令和3年度に評価対象となる規制の特例措置一覧
- 資料2 医療・福祉・労働部会報告
 - 資料2-1 特例措置番号910の関連資料
 - 資料2-2 特例措置番号920の関連資料
 - 資料2-3 特例措置番号939の関連資料
 - 資料2-4 特例措置番号2001の関連資料
- 資料3 構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会会議規則(案)

- 参考資料1 評価・調査委員会委員名簿
- 参考資料2 評価・調査委員会専門部会委員名簿
- 参考資料3 構造改革特別区域基本方針(評価関連部分抜粋)

**令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧
(医療・福祉・労働部会)**

資料 1

所管省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	過去 評価時期	認定件数 (第55回認定まで)
厚生労働省	910	病院等開設会社による病院等 開設事業	法律	株式会社が高度な医療を提供する 病院・診療所を開設できる。	平成29年度	1件
厚生労働省	920	公立保育所における給食の外 部搬入方式の容認事業	省令	公立保育所の3歳未満児に対する給 食について、保育所外で調理し搬入 することを可能とする。(一部全国展 開:3歳以上児に限り、平成22年6月 から全国展開)	平成29年度	73件
厚生労働省	939	児童発達支援センターにおける 給食の外部搬入方式の容認事 業	省令	児童発達支援センターの給食につい て、施設外で調理し搬入することを可 能とする。	平成29年度	20件
内閣府	2001	公立幼保連携型認定こども園 における給食の外部搬入方式 の容認事業	府令 省令	公立の幼保連携型認定こども園にお ける3歳児未満児への食事の提供に ついて、公立の保育所と同様に、給 食の外部搬入を可能とする。	平成29年度	7件

令和 4 年 5 月 1 3 日

医療・福祉・労働部会報告

部会長 藤村 博之

医療・福祉・労働部会では、下記の規制の特例措置の全国展開に関する検討を行った。評価意見案は次頁以降に示すとおりである。

記

1. 規制の特例措置の全国展開に関する検討

- ・ 特例措置番号 9 1 0 病院等開設会社による病院等開設事業
- ・ 特例措置番号 9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- ・ 特例措置番号 9 3 9 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
- ・ 特例措置番号 2 0 0 1 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

特例措置番号910の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

①評価対象となる規制の特例措置の概要

病院等開設会社による病院等開設事業（特例措置番号910） （平成15年7月措置）

<これまで>

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

医療法第7条第5項等

<取り巻く環境の変化>

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

<主な要件>

- 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- 比較広告、誇大広告を行ってはならないこと。

認定計画数： 1 件（累計）
1 件（令和4年4月末現在）

◎実際の取組事例

～かながわバイオ医療産業特区～
（平成17年7月認定）

実施主体：神奈川県

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。

評価意見（案）

①	別表１の番号	９１０
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
⑤	評価	その他（関係府省庁は、診療領域の拡大について要望内容の検討を行い令和４年度内目途に評価・調査委員会に検討状況を報告すること。その上で事業の実施状況等を踏まえ、令和７年度までに改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・CAL（Cell-Assisted-Lipotransfer）法と一体的に行われる施術の実施が認められたが、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、逆にコロナ禍により新規患者数が減少していること、 ・本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なこと、 が確認された。 ・また特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、①通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補てんすることが可能であり、損失が大きい状況においても自社の診療所を閉院・休院することなく患者の治療が継続可能であること、②臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献できるなど臨床と研究の関係性で非常に効率が良いとの回答があった。 ・その外、特定事業者からは、構造改革特区法第１８条で定められている厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療の６項目について、「高度な技術を用いて行う細胞医療」を追加することで、本特定事業を効果的・効率的に推進することができるとの要望があった。 関係府省庁の調査では、 ・株式会社による医療経営に係る特区制度について、４自治体から「知らない」との回答があった。 ・既存の株式会社立医療機関からは、①株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答があり、②デメリットとして、医療についての専門的知識が少ない決裁者への説明が必要なため、柔軟、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答があった。 ・特定事業者からは、新たな診療領域の拡大については、あくまでもCAL組織増大術に付帯する形でのみ認められたため、拡大領域を提供する機会は少なく、診療領域拡大の効果を確認できていないとの回答があった。 なお、関係府省庁からは、全国展開により発生する弊害の有無として、特区制度を活用している実績が１件のみであることから弊害発生の有無は判断できないものの、全国展開も含めた今後の方向性について検討する前提として、 ・現場における意見相違の具体的内容や解消手段について、より詳細に調査する必要がある、 ・特定事業者からの要望について、日本における再生医療の発展の現状も踏まえ、本特区制度における課題を整理する必要がある、 とのことであった。 医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・株式会社病院の経営が上手くいくためには、地域住民の特性（年齢構成など）、他の医療機関、診療科の設置状況などを考慮したフィージビリティス

		タディが必要であり、それを踏まえた経営判断に基づき、設置を決定することが重要であること。関係府省庁においては、しっかりとその点を確認することが必要。 ・株式会社病院が臨床現場となる場合には、研究倫理のチェックが必要。関係府省庁においてしっかりとその点を確認することが必要。 との意見があった。 また、特定事業者からの要望内容の実現可能性について、関係府省庁の見解の確認があり、関係府省庁から要望内容は再生医療と特区で認められている高度医療の議論が混在しているとの説明があった。 以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、 ・CAL 法と一体的に行われる施術の実施が認められたものの、特定事業者の運営する医療機関において、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、 ・コロナ禍の影響で新規患者数の減少も見られ、経営状況も厳しいことから、現時点では全国展開が適当とは判断し難いこと、 ・一方、特定事業者から、「高度な技術を用いて行う細胞医療」について高度医療として認めて欲しいこと、これが認められることにより本特定事業を効果的・効率的に推進することができるとの要望があったことから、関係府省庁において要望内容の詳細を確認の上、専門的な見地から要望内容を検討し、年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。 ・その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行うこと。 が適当とする。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、事業者の要望内容について検討を行い、令和4年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）は、その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

特例措置番号920の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

①評価対象となる規制の特例措置の概要

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920） （平成16年2月措置）

<これまで>

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するように努めること。

認定計画数：118件（累計）

73件（令和4年3月末現在）

※3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず平成22年6月から全国展開済。

◎実際の取組事例

～地産地消で豊かな給食特区～

（平成16年12月認定）

実施主体：北海道清里町

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。



評価意見（案）

①	別表１の番号	９２０
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の３歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他（関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和４年度中に評価・調査委員会に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和７年度までに改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。また、施設の構造上、自園調理ができず２歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。 ・離乳食をはじめ３歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応すること、アレルギー児への対応については、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供、食育への取組については、保育活動に畑作業を取り入れる、栄養士を配置し食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などの取組がみられた。 ・保育士からの評価として、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから３歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。 ・保護者からの評価として、バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、子どもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。 関係府省庁の調査では、 ・アレルギー児への対応として、自園調理では８割を超える施設で個別対応が出来ているのに対し、外部搬入を行う施設では約５割に留まっている。 ・発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応が出来ていない施設が４割超、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設は４分の１程度に留まっている。 ・体調不良児について、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち３割以上で対応出来ているのに対し、外部搬入を実施する施設では２割に満たない状況となっている。 ・食育への取組について、全ての項目について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っている。 ・事故が発生したかどうかについて、自園調理を行う施設では４．４%であるのに対し、外部搬入を実施する施設では１０．９%となっている。 ・特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あった。また、事故の発生状況や食育への取組状況等からも、課題が確認された。 こうした調査結果を踏まえ、関係府省庁からは、国の認定を受けた上で、構造改革特区事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適当であり、全国展開は妥当ではないとの意見があった。

		医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・委員による現場視察をお願いしたいこと、 ・全国展開という判断をするには、各保育所においてガイドラインを踏まえた対応が適切に取られているなど質の担保が確保されていることが必要であること、 といった意見があった。 ・一方、自治体から認定申請事務の簡素化要望、例えば、「保育施設の廃止や、名称の変更などの場合は、計画変更の申請では無く報告のみで可能とする」などがでていることから、こうした事務手続の簡素化について、検討してもらいたい。 との意見があった。 ・なお、給食センターは災害対策のツールとして活用可能であるが、そうした活用をしている自治体がないかの確認があった。 以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、 ・特例の実施に当たり、各種の要件が課されているが、そうした要件を満たした形で取組が実施されているのか、運用について自治体任せになっているのではないかという懸念があり、このため、全国展開に向けた議論を進める上では、現場の実態も確認しながら議論する必要があると考えられること。 ・自治体によって取組に差があると考えられるため、今回の調査結果を踏まえ、関係府省庁で連携して、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、今年度中を目途に改めて報告すること。 ・併せて、今回、コロナ禍の関係もあり実施できなかつた、「委員の視察」についても検討・実施すること。 ・現地調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行っていただき、令和7年度までに改めて評価を行うこと。 ・また、自治体の事務負担の軽減の観点から、関係府省庁において、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化について併せて検討し、今年度中を目途に検討結果を部会あてに報告すること。 が適当とする。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、今回の調査結果を踏まえ、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

特例措置番号939の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

①評価対象となる規制の特例措置の概要

児童発達支援センターにおける 給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号939） （平成24年1月措置）

<これまで>

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、
施設外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数： 22件（累計）
20件（令和4年4月末現在）

◎実際の取組事例

～元気いっぱいば障害児給食特区～
（平成24年3月認定）

実施主体：千葉県

児童発達支援センターにおける児童の給食について、各種調理機材が完備され、栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や人件費の節減、調理業務効率の向上、給食経費の節減が期待される。

これにより、多くの事業主体による児童発達支援センター設置への参入、児童発達支援センターの安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を促進することができる。

また、千葉県産品を利用した地産地消（千産千消）を進めることで、地場産品の消費の拡大が促進されること、健全な食生活を実践することで、児童が食を通じた郷土意識を育むことが見込まれる。 1



評価意見（案）

①	別表 1 の番号	9 3 9
②	特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他（「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 9 2 0）」の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。）
⑥	⑤ の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業の実施により、経費（人件費等）の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む自治体もみられた。 ・各自治体では、厚生労働省作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。 ・なお、本特定事業が成功するためには、安全・安心な給食を提供できる外部搬入事業者があること、調理施設とセンターとの連携などが挙げられている。 ・給食の提供にあたって、平成 29 年 7 月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、回答のあったほぼすべての自治体では、外部搬入事業者と連絡調整を行い「対応している」ことが確認された。加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組（施設における自己評価の実施及び公表）が実施されていることも確認された。 ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は平成 31 年 4 月に改訂されていることから、新たな取組の実施などその対応状況を確認したところ、回答のあったほぼすべての自治体で対応している又は対応予定であることが確認された。 ・施設の児童指導員又は保育士への質問では、良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。 ・児童の保護者からは、良くなった点として、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。 ・経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。 関係府省庁の調査では、 ・食事内容について、「給食の献立が多様化された」「アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった」等、外部搬入により得られた効果がある一方で、食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー対応食の取り違えや、アレルゲン食材を使用した献立で納入されるなど、ひやりはっと事例が 4 例起きていたことが確認された。 ・また、外部搬入に関する確認事項等の書面の取り交わしがなされていない自治体も多く、さらにマニュアル等の手順の未整備など、食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。 ・アレルギー対応食の取り違えやアレルゲン食材が含まれた内容で納入されるという命にかかわるような重大な事案が生じていること、また、特区の

		認定が 20 自治体（うち 4 自治体は未実施）と非常に少なく、全国展開のニーズはあまりないと考えている。 とのことであった。 医療・福祉・労働部会においては、全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

特例措置番号2001の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

①評価対象となる規制の特例措置の概要

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号2001） （平成27年8月措置）

<これまで>

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

<関係法令等>

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項

<取り巻く環境の変化>

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

構造改革特区の活用

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

<主な要件等>

- 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数： 9 件（累計）
7 件（令和4年4月末現在）

◎実際の取組事例

～加東市はぐくみ給食特区～
（平成27年11月認定）

実施主体：兵庫県加東市

特例措置を活用し、一元調理した給食を搬入することにより、調理設備等の集約と作業の効率化による経費削減を図るとともに、調理員間の連携を深め、食材の選択、給食メニューの研究、研修会への参加による調理員のスキルアップと園児の食育の充実を図る。



評価意見（案）

①	別表１の番号	２００１
②	特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	府令・省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立の幼保連携型認定こども園における３歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。
⑤	評価	その他（「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号９２０）」の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。）
⑥	⑤ の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業を実施することにより、材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。また、地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。 ・食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材（卵白不使用麺）や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。 ・発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。 ・食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。 関係府省庁の調査では、 ・外部搬入を実施する園であっても、離乳食については外部搬入を実施していない園が５園（１０園中）、離乳食の外部搬入を実施している園においても、通常４段階ある離乳食対応について２園が２段階・３段階の対応。 ・アレルギー児への対応について、いずれの園もアレルギー対応食を調理しているが、５園がその日の献立内容に応じて弁当を持参。 ・食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは９園、生活管理指導表を使用しているのは５園。 ・体調不良児に対する給食の対応に係るマニュアルを作成している園は０園。自園調理を実施している園では１７％の園が作成。 などとなっている。 ・乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題がみられる。 としている。 医療・福祉・労働部会においては、全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号９２０）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（９２０）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号９２０）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（９２０）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	－
⑨	全国展開の実施時期	－

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会会議規則（案）

平成19年5月29日
構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会決定
平成25年6月21日一部改正
令和4年〇月〇日 一部改正

（委員長）

第1条 評価・調査委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第2条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会の招集に当たっては、あらかじめその日時、場所その他必要な事項を定めて通知するものとする。

（議事）

第3条 委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、委員会を招集した場合において、やむを得ない事情により委員の過半数の出席が困難であり、かつ、緊急に委員会の議決を経ることが委員会の目的達成上やむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

（会議の公開）

第4条 委員会は、原則として、会議又は議事録を公開するものとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

（専門部会）

第5条 委員会は、その議決をもって専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員又は専門委員以外の者に対し、委員会又は専門部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に属する委員に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年〇月〇日から施行する。

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会会議規則 新旧対照表(案)

下線：変更箇所

変 更 案	現行(平成 25 年 6 月 21 日最終改正)
構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会会議規則 平成 1 9 年 5 月 2 9 日 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会決定 平成 2 5 年 6 月 2 1 日 <u>一部改正</u> <u>令和 4 年〇月〇日 一部改正</u> 第 1 条から第 5 条まで （略） <u>（委員以外の者の出席）</u> <u>第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員又は専門委員以外の者に対し、委員会又は専門部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。</u> （雑則） 第 <u>7</u> 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に属する委員に諮って定める。 附 則 この規則は、<u>令和 4 年〇月〇日</u>から施行する。	構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会会議規則 平成 1 9 年 5 月 2 9 日 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会決定 <u>平成 2 5 年 6 月 2 1 日改正</u> 第 1 条から第 5 条まで （略） （雑則） 第 <u>6</u> 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に属する委員に諮って定める。 附 則 この規則は、<u>平成 2 5 年 6 月 2 1 日</u>から施行する。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**（１）基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常の提案と同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をする事となった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見**

令和３年度

令和４年５月１３日

**構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会**

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、9 特例措置について評価等を行い、意見を取りまとめた。

2. 令和3年度の評価について

（1）評価の進め方

評価等の対象となった規制の特例措置について、地域活性化部会、教育部会及び医療・福祉・労働部会の各専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に規制の特例措置の効果や事業実施状況の調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査を実施し、それらを踏まえて検討を行った。

同部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

（2）評価意見等の概要

評価等の対象となった9 特例措置（409, 834(835), 910, 920, 939, 1219, 1226, 1228, 2001）のうち、3 特例措置（409, 834(835), 1226）については関係府省庁により全国展開又は一部全国展開の措置がとられたことを確認、1 特例措置（1219）については全国展開が適当との評価とした。

また、5 特例措置（910, 920, 939, 1228, 2001）については、適切な時期に再度評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「地方公務員に係る臨時的任用事業（409）」については、認定地方公共団体における特例措置の活用状況、任用根拠の見直しや任期付職員制度・会計年度任用職員制度等の活用状況について確認するとともに、これらの制度による本特例措置の充足性などについて検討を行った結果、これまでの地方公務員法等の改正とこれに伴う地方公共団体の条例改正等をもって、当該規制の特例措置について「弊害の予防等の措置が確保され全国展開された」との意見とした。
- 「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（834(835)）」については、本特例措置の活用により、市長部局が一括して予算を確保できることから、学校施設の軽微修繕等をスムーズに行うことが可能となったことなど一定の効果が確認された一方で、施設管理費や社会教育施設の利用者数の数字上の効果はあまり確認できなかったほか、業務処理上非効率な部分等も確認された。なお、特例措置番号 835（社会教育施設）については、地方分権一括法で全国展開されたことが確認された。このため、社会教育施設については全国展開とした上で、特例措置番号 834（学校施設）については活用自治体である遠野市、文部科学省及び内閣府で特例が効果的に活用されるための方策について検討し、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告するとの意見とした。

- 「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」については、本特定事業の実施事業者が運営する医療機関において、新たな施術の実施が認められたものの新規患者数や手術件数は伸びておらず、経営状況も厳しいことから現時点では全国展開が適当とは判断しがたいこと、一方、実施事業者から「高度な技術を用いて行う細胞医療」について高度医療として認めてもらえれば、本特定事業を効果的・効率的に推進できるとの要望があったことから、関係府省庁において要望内容を確認、専門的な見地から検討し、令和4年度内目途に評価・調査委員会に検討状況を報告、その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行うとの意見とした。
- 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」については、経費の削減等一定の効果が確認されたものの、アレルギー児への対応、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応、食育への取組状況等で課題も確認されたことから、評価・調査委員会委員による視察を実施するとともに、関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適正に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを実施し、令和4年度中に評価・調査委員会に報告することとし、その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体あてに改めて周知・徹底、その後の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行うとの意見とした。
- 「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）」については、全国展開が適当かの判断について、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」と同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うとの意見とした。
- 「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業（1219）」については、輸送コストやCO2排出量などで低減効果が生じており、また、道路構造への影響や安全上の課題などについて、本特例の要件（事前に道路の構造規格や舗装等の施設の安全性を確保するなど道路を適切に管理するための措置が実施されること、通行する道路が他の道路と分離されることなど）を満たす限り弊害が生じていないことが確認されたことから、本特例措置は、全国展開することが適当と評価するとの意見とした。
- 「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（1226）」については、関係省庁において、旅行業務取扱管理者に他業種と兼職を認める場合、管理者による管理、監督機能が実効的に働かない場合が一定程度の蓋然性をもって認められること、本特例の活用件数が1件しかないことなどを理由として、全国展開に向けた懸念が示され、平成27年度の評価・調査委員会報告では、「関係府省庁において、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて、検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する」とされた。その後、特例の新たな活用自治体が出たこと、また「旅行業務及び旅行サービス手配業務におけるテレワークの実施について」（観光庁参事官（旅行振興）通知（観参第60号 令和3年5月12日））が発出され、一定の要件の下、旅行業務取扱管理者のテレワークでの業務実施が認められたことを踏まえ、関係省庁において評価・調査委員会地域活性化部会への報告を経て、全国展開の措置（観光庁通知（観参第561号 令和3年12月23日））が講じられた。
- 「民間事業者による公社管理道路運営事業（1228）」については、コンセッションという考えは行政にも経済にもプラスと考えられるが、内容によっては馴染まないも

のもあり得ることや、本特例措置の活用自治体が1件しかなく特殊な案件となっている可能性があること、また新型コロナウイルス感染症（コロナ禍）の影響により利用数が減少し収益確保が困難な状況であることなどから、コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請認定が行われ事業運営状況が見極められる段階で改めて評価を行うとの意見とした。

- 「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（2001）」については、全国展開が適当かの判断について、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」と同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うとの意見とした。

3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

当委員会としては、今後とも、特例措置の評価等を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいりたいと考える。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

令和３年度評価意見等

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
４０９	地方公務員に係る臨時的任用事業	総務省	法律	全国展開 （任期付職員制度、会計年度任用職員制度など地方公務員法等の改正及び地方公共団体における条例改正等により令和３年内で措置されていることを確認済。）
８３４ （８３５）	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	文部科学省	法律	一部全国展開 （８３５（社会教育施設）について全国展開。令和元年に措置。）
９１０	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	その他 （関係府省庁は、診療領域の拡大について要望内容の検討を行い令和４年度内目途に評価・調査委員会に検討状況を報告すること。その上で事業の実施状況等を踏まえ、令和７年度までに改めて評価を行う。）
９２０	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	その他 （関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和４年度中に評価・調査委員会に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和７年度までに改めて評価を行う。）
９３９	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	その他 （「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号９２０）」の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。）
１２１９	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	国土交通省	告示・通達	全国展開 （関係省庁において、令和４年度中に告示・通達の改正等所要の措置を講ずる。）

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	国土交通省	通達	全国展開 (令和3年12月に措置。)
1228	民間事業者による公社管理道路運営事業	国土交通省	法律	その他 (コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請が認定されて事業の運営状況が見極められる段階で改めて評価を行う。)
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	内閣府	府令・省令	その他 (「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。)

評価意見

①	別表 1 の番号	409
②	特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	通常 1 年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1 年を超えて任用を認める。
⑤	評価	全国展開（弊害の予防等の措置による全国展開）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例は地方公務員法の特例であり、必要な資格を有する者を臨時的に任用した際、任期満了後にその後任が確保できない場合などに 1 年を超えての任用を認めるものとして平成 15 年 7 月に設けられた。 本特例が設けられた後、平成 16 年に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（いわゆる「任期付職員法」）の一部改正法が成立し、これにより、任期を 3 年以内とする任期付職員制度が設けられた。このため、平成 16 年度下半期の評価委員会では「改正任期付任用法により本特例措置が当初目的としたところが達成されたと認められるが、改正任期付任用法の施行状況を当面見守り、規制所管省庁は、評価委員会に対し、平成 17 年度下半期の評価の時期に、その状況を報告すること。」とされた。 その後、平成 17 年度下半期、平成 22 年度、平成 25 年度の評価・調査委員会（地域活性化部会）で任期付任用への移行状況が確認されたが、依然として特例を活用する地方公共団体があった。この理由として、関係省庁からは、地方公共団体への調査結果として、①任期付任用のためには条例を整備することが必要であること、②臨時的任用に比べて人件費が増加すること、③条例の定数に含まれてしまい柔軟な行政運営を行いにくいことなどと整理できること、一方で、①正職員と責任や勤務内容にあまり相違がないが勤務条件には格差があること、②地方公務員法の規定による身分保障がないことなどを弊害として認識しているとの報告があった。 このため、関係府省庁では引き続き任期付職員制度の更なる周知・普及を図り同制度の活用を促進することとされたが、一方で、臨時・非常勤職員の任用について任用制度の趣旨に沿わない運用がみられたため、平成 29 年には、地方公務員法が改正され、臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化などの見直しが行われ、2020 年（令和 2 年）4 月に施行されることとなった。 こうした状況も踏まえ、評価・調査委員会（地域活性化部会）では、平成 29 年度の評価意見（前回の評価意見）において、今後の対応方針を以下のとおり整理したところである。 「関係府省庁は任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行う。その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには新規認定の申請状況等を踏まえ、2021 年度に改めて評価を行う。」 上記対応方針を踏まえ、本年度の評価・調査委員会（地域活性化部会）では、認定地方公共団体における特例措置の活用状況、任用根拠の見直しや任期付職員制度・会計年度任用職員制度等の活用状況について確認するとともに、これらの制度による特例措置の充足性などについて検討を行った。 ・本特例の活用自治体においては、令和 3 年 11 月までに任期付職員制度や会計年度任用職員制度の活用へと移行したことが確認された。 ・一方で、全ての地方公共団体を対象として実施した令和 3 年夏の調査では、

		42 自治体から当該特例の活用の可能性についてコメントがあった。このため、これらの地方公共団体に改めて調査を行ったところ、任期付職員制度や会計年度任用職員制度の活用で対応できることが確認された。 ・ 特例措置の充足性については、会計年度任用職員制度の任用は一会計年度の範囲内で行うが、再度の任用が可能なため同じ職員を1年を超えて任用することが可能であること、保育士や臨床研修医についても任用可能であること、また権力的業務等（組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押さえ、許認可など）については任期付職員制度により任用可能であることなどから、地方公共団体における任期付職員制度・会計年度任用職員制度等の活用により、当該特例措置の趣旨を満たしていることが確認された。 以上の確認結果を踏まえ、評価・調査委員会（地域活性化部会）では、これまでの地方公務員法等の改正とこれに伴う地方公共団体の条例改正等をもって、当該規制の特例措置について「弊害の予防等の措置が確保され全国展開された」ものと評価することとする。
⑦	今後の対応方針	－
⑧	全国展開の実施内容	任期付職員制度、会計年度任用職員制度など地方公務員法等の改正及び地方公共団体における条例改正等
⑨	全国展開の実施時期	令和3年内で措置済

評価意見

①	別表 1 の番号	834 (835)
②	特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 (公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に：平成 21 年 5 月)
⑤	評価	一部全国展開 (835 (社会教育施設) について全国展開)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、本特例の活用により、 ・市長部局が一括して予算を確保することから修繕等のスムーズな対応ができてきていること ・一方、学校側から見た場合には、修繕等の問い合わせをする場合に市管財担当と市教育委員会の両方に連絡を取る必要があり、負担増となっている可能性があること ・前回評価時（平成 27 年度）と比較して管理費の減少等は見られていないこと ・社会教育施設の利用者数は、横ばいで推移している（コロナ禍の影響がある直近を除く）こと ・学校施設の目的外使用許可の権限は引き続き教育委員会にあることから、政治的中立性の弊害の有無が確認できていないこと が確認された。 また、事務局が遠野市から聴取した内容として、「遠野市の職員数は 300 人弱であり一人の職員が幅広い業務をこなしているところ、特区を活用して市長部局と教育委員会事務局の役割分担を明確化したことで、かえって非効率な業務態勢となった可能性がある」との報告があった。 関係省庁の調査では、 ・業務移管に伴い教育委員会事務局の職員数が減少したため、本特区の目標である教育内容の充実などにあまりつながっていないこと ・遊休スペースが掃除や物品搬入等の用途で使われており、利活用が進んでいないこと ・学校施設の目的外使用について、規約上もまだ教育委員会で対応していることから、権限を移管することによる政治的中立性の観点からの弊害の有無は判断できないこと などが確認された。このため、全国展開による弊害の有無を判断する材料が揃っていないとのことであった。 そのほか、第 9 次地方分権一括法（令和元年法律第 26 号）により公立社会教育機関の移管特例が設けられており、当該移管特例は、特例措置番号 835（社会教育施設）が物的管理のみが対象となっていることと比較して、いわゆる人的管理や運営管理も含めて施設の管理全体を対象としていることについて説明があった。 教育部会の審議においては、 ・本案件は自治体のキャパシティによる課題はみられるものの、学校をはじめとする公共施設の有効な活用は重要と考えられること ・遠野市については、現段階での判断は非常に慎重に行う必要があるものの、一般論として、学校や社会教育施設等を合築する方向性も諸外国ではよくみられること などの意見があった。 ・また、政治的中立性の考え方について、関係省庁への質問があった。

		一連の質疑の後、今回の調査結果等を踏まえ、教育部会では以下のとおり取りまとめを行った。 ・事務局の調査では、本特例措置の活用により、市長部局が一括して予算を確保することができたため、学校施設の軽微修繕等をスムーズに行うことができたことを確認できた。また、学校施設の管理及び整備については、教育委員会と市長部局が連携して事務を進めることができ、平成 25 年 4 月から、それまで 8 校だった学校を 3 校に統合したとのことであった。 ・一方、施設管理費や社会教育施設の利用者数をみると、数字上の効果はあまり確認できなかった。また、業務処理の流れも、学校から教育委員会を経由して管財担当に連絡がいく場合もあり、かえって業務が輻輳し、手間がかかっている部分もあった。 ・なお、教育における政治的中立性の問題については、目的外使用の許可は引き続き教育委員会が行っており、弊害の有無も含め、現段階では課題等を確認できなかった。 ・文科省の調査結果においても、同様の指摘がされている。 ・職員数が少ない小さい自治体では、役割分担を明確化することでかえって非効率な業務態勢となってしまう部分もあり、そうした中で、実態に合わせた形で、特例の本来趣旨とは少しずれた形で運用が進められていた印象もあること。 ・今回、手続上の瑕疵も指摘されたところであり、遠野市と文部科学省及び内閣府事務局とで、手続の見直しも含め、特例が効果的に活用できないか相談いただき、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告すること。 ・その他、特例措置番号 835（社会教育施設）については、地方分権一括法で全国展開されたことが確認できた。
⑦	今後の対応方針	活用自治体である遠野市、文部科学省及び内閣府で特例が効果的に活用されるための方策について検討し、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告する。
⑧	全国展開の実施内容	一部全国展開（835（社会教育施設）について全国展開）
⑨	全国展開の実施時期	令和元年に措置されたことを確認。

評価意見

①	別表 1 の番号	9 1 0
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
⑤	評価	その他（関係府省庁は、診療領域の拡大について要望内容の検討を行い令和 4 年度内目途に評価・調査委員会に検討状況を報告すること。その上で事業の実施状況等を踏まえ、令和 7 年度までに改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・ CAL（Cell-Assisted-Lipotransfer）法と一体的に行われる施術の実施が認められたが、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、逆にコロナ禍により新規患者数が減少していること、 ・ 本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なこと、 が確認された。 ・ また特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、①通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補てんすることが可能であり、損失が大きい状況においても自社の診療所を閉院・休院することなく患者の治療が継続可能であること、②臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献できるなど臨床と研究の関係性で非常に効率が良いとの回答があった。 ・ その外、特定事業者からは、構造改革特区法第 18 条で定められている厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療の 6 項目について、「高度な技術を用いて行う細胞医療」を追加することで、本特定事業を効果的・効率的に推進することができるとの要望があった。 関係府省庁の調査では、 ・ 株式会社による医療経営に係る特区制度について、4 自治体から「知らない」との回答があった。 ・ 既存の株式会社立医療機関からは、①株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答があり、②デメリットとして、医療についての専門的知識が少ない決裁者への説明が必要なため、柔軟、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答があった。 ・ 特定事業者からは、新たな診療領域の拡大については、あくまでも CAL 組織増大術に付帯する形でのみ認められたため、拡大領域を提供する機会は少なく、診療領域拡大の効果を確認できていないとの回答があった。 なお、関係府省庁からは、全国展開により発生する弊害の有無として、特区制度を活用している実績が 1 件のみであることから弊害発生の有無は判断できないものの、全国展開も含めた今後の方向性について検討する前提として、 ・ 現場における意見相違の具体的内容や解消手段について、より詳細に調査する必要がある、 ・ 特定事業者からの要望について、日本における再生医療の発展の現状も踏まえ、本特区制度における課題を整理する必要がある、 とのことであった。

		医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・株式会社病院の経営が上手くいくためには、地域住民の特性（年齢構成など）、他の医療機関、診療科の設置状況などを考慮したフィージビリティスタディが必要であり、それを踏まえた経営判断に基づき、設置を決定することが重要であること。関係府省庁においては、しっかりとその点を確認することが必要。 ・株式会社病院が臨床現場となる場合には、研究倫理のチェックが必要。関係府省庁においてしっかりとその点を確認することが必要。 との意見があった。 また、特定事業者からの要望内容の実現可能性について、関係府省庁の見解の確認があり、関係府省庁から要望内容は再生医療と特区で認められている高度医療の議論が混在しているとの説明があった。 以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、 ・CAL 法と一体的に行われる施術の実施が認められたものの、特定事業者の運営する医療機関において、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、 ・コロナ禍の影響で新規患者数の減少も見られ、経営状況も厳しいことから、現時点では全国展開が適当とは判断し難いこと、 ・一方、特定事業者から、「高度な技術を用いて行う細胞医療」について高度医療として認めて欲しいこと、これが認められることにより本特定事業を効果的・効率的に推進することができるとの要望があったことから、関係府省庁において要望内容の詳細を確認の上、専門的な見地から要望内容を検討し、年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。 ・その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行うこと。 が適当とする。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、事業者の要望内容について検討を行い、令和4年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）は、その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他（関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。また、施設の構造上、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。 ・離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応すること、アレルギー児への対応については、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供、食育への取組については、保育活動に畑作業を取り入れる、栄養士を配置し食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などの取組がみられた。 ・保育士からの評価として、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。 ・保護者からの評価として、バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、子どもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。 関係府省庁の調査では、 ・アレルギー児への対応として、自園調理では8割を超える施設で個別対応が出来ているのに対し、外部搬入を行う施設では約5割に留まっている。 ・発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応が出来ていない施設が4割超、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設は4分の1程度に留まっている。 ・体調不良児について、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち3割以上で対応出来ているのに対し、外部搬入を実施する施設では2割に満たない状況となっている。 ・食育への取組について、全ての項目について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っている。 ・事故が発生したかどうかについて、自園調理を行う施設では4.4%であるのに対し、外部搬入を実施する施設では10.9%となっている。 ・特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あった。また、事故の発生状況や食育への取組状況等からも、課題が確認された。 こうした調査結果を踏まえ、関係府省庁からは、国の認定を受けた上で、構造改革特区事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適

		当であり、全国展開は妥当ではないとの意見があった。 医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・委員による現場視察をお願いしたいこと、 ・全国展開という判断をするには、各保育所においてガイドラインを踏まえた対応が適切に取られているなど質の担保が確保されていることが必要であること、 といった意見があった。 ・一方、自治体から認定申請事務の簡素化要望、例えば、「保育施設の廃止や、名称の変更などの場合は、計画変更の申請では無く報告のみで可能とする」などがでていることから、こうした事務手続の簡素化について、検討してもらいたい。 との意見があった。 ・なお、給食センターは災害対策のツールとして活用可能であるが、そうした活用をしている自治体がないかの確認があった。 以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、 ・特例の実施に当たり、各種の要件が課されているが、そうした要件を満たした形で取組が実施されているのか、運用について自治体任せになっているのではないかという懸念があり、このため、全国展開に向けた議論を進める上では、現場の実態も確認しながら議論する必要があると考えられること。 ・自治体によって取組に差があると考えられるため、今回の調査結果を踏まえ、関係府省庁で連携して、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、今年度中を目途に改めて報告すること。 ・併せて、今回、コロナ禍の関係もあり実施できなかった、「委員の視察」についても検討・実施すること。 ・現地調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行っていただき、令和7年度までに改めて評価を行うこと。 ・また、自治体の事務負担の軽減の観点から、関係府省庁において、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化について併せて検討し、今年度中を目途に検討結果を部会あてに報告すること。 が適当とする。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、今回の調査結果を踏まえ、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	9 3 9
②	特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他（「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 9 2 0）」の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。）
⑥	⑤ の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業の実施により、経費（人件費等）の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む自治体もみられた。 ・各自治体では、厚生労働省作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。 ・なお、本特定事業が成功するためには、安全・安心な給食を提供できる外部搬入事業者があること、調理施設とセンターとの連携などが挙げられている。 ・給食の提供にあたって、平成 29 年 7 月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、回答のあったほぼすべての自治体では、外部搬入事業者と連絡調整を行い「対応している」ことが確認された。加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組（施設における自己評価の実施及び公表）が実施されていることも確認された。 ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は平成 31 年 4 月に改訂されていることから、新たな取組の実施などその対応状況を確認したところ、回答のあったほぼすべての自治体で対応している又は対応予定であることが確認された。 ・施設の児童指導員又は保育士への質問では、良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。 ・児童の保護者からは、良くなった点として、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。 ・経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。 関係府省庁の調査では、 ・食事内容について、「給食の献立が多様化された」「アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった」等、外部搬入により得られた効果がある一方で、食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー対応食の取り違えや、アレルゲン食材を使用した献立で納入されるなど、ひやりはっと事例が 4 例起きていたことが確認された。 ・また、外部搬入に関する確認事項等の書面の取り交わしがなされていない自治体も多く、さらにマニュアル等の手順の未整備など、食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。

		・アレルギー対応食の取り違いやアレルゲン食材が含まれた内容で納入されるという命にかかわるような重大な事案が生じていること、また、特区の認定が 20 自治体（うち 4 自治体は未実施）と非常に少なく、全国展開のニーズはあまりないと考えている。 とのことであった。 医療・福祉・労働部会においては、全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	1 2 1 9
②	特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
③	措置区分	告示・通達
④	特区における規制の特例措置の内容	港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。
⑤	評価	全国展開
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会による調査では、 ・千葉県、木更津市は 2006 年 12 月から 2016 年 5 月まで当特例を活用し、輸送コストや CO2 排出量などで低減効果が確認された。なお、鉄鋼製品需要の情勢に伴う鋼材取扱量の変化により現在特例を活用していないものの、今後の鋼材取扱量等の変化を踏まえて将来計画を検討することが想定されたとのことであった。 ・北九州市は、「臨港道路における特殊大型車両の通行」について 2020 年 11 月から開始し、輸送コストや CO2 排出量などで低減効果が確認された。一方、「戸畑公共埠頭からの鉄鋼製品等の出荷量増加」は実現していないが、関係者との協議は進んでおり、2022 年秋頃からの運用開始に向けて準備中とのことであった。 関係府省庁の調査では、 ・道路への影響について、運行に必要な改修を実施（木更津地区）していることや、道路の構造を確認（北九州地区）しており、定期的に点検を行い道路への影響は生じていないことを確認しているとのことであった。 ・交通安全面について、北九州地区では、運行ルートを完全に遮断し、時間帯も夜間（19 時～翌 05 時）に限定していることから交通事故やヒヤリハット等の事案は生じておらず、他の交通への影響は無いとのことであった。 地域活性化部会の審議においては、 ・輸送コストや CO2 排出量などで低減効果が生じていること、 ・一方、道路構造への影響や安全上の課題などについて、特例の要件（事前に道路の構造規格や舗装等の施設の安全性を確保するなど道路を適切に管理するための措置が実施されること、通行する道路が他の道路と分離されることなど）を満たす限り弊害が生じていないこと、 が確認されたことから、本特例措置は、全国展開することが適当との評価にいたった。
⑦	今後の対応方針	関係省庁において、令和 4 年度中に告示・通達の改正等所要の措置を講ずる。
⑧	全国展開の実施内容	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業の全国展開
⑨	全国展開の実施時期	令和 4 年度中に措置

評価意見

①	別表 1 の番号	1 2 2 8
②	特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方道路公社が PFI 法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
⑤	評価	その他（コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請認定が行われた段階で改めて評価を行う）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会による調査では、 ・民間事業者への運営権譲渡以降、民間事業者においては、維持管理・運営に関する事業機会の創出、公社においては、確実な償還の実施、効率的な管理運営、利用者や地域においては、PA のリニューアル等によるサービス向上、地域 PR イベントの開催等による地域活性化等、各々に効果の発現がみられていることが確認された。 ・また、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運営権対価及び通行台数について目標を大きく下回っているものの、公社と運営権者が締結している実施契約書に規定された費用分担により、安定した経営状態が確保されていることが確認された。 関係省の調査では、 ・令和 2 年度は交通量・料金収入ともに計画値を大幅に下回っており、運営権対価の支払いが一部先送りにされていること ・在宅勤務をはじめとするニューライフスタイルにより交通量がコロナ前の状態に戻らないリスクがあること ・本特例は、料金の弾力的な値下げを行っても、運営権者が収入を確保し公社に対して建設債務の償還に必要な運営権対価が支払われるように、近傍に立地する商業施設等の運営と連携して公社管理道路の運営を行うこととしていたが、事業実施に至っていないこと などが確認された。 このため、関係省においては、全国展開による弊害の発生の有無について、現時点で判断することは困難とのことであった。 地域活性化部会の審議においては、 ・コンセッションという考えは、公共インフラに民間の経営やテクノロジーを導入するものであり、行革にも経済にもプラスと考えられること ・しかしながら、インフラでもコンセッションに馴染むものとそうでないものがあると考えられること ・本特例は活用自治体が 1 件しかないため、特殊な案件となっている可能性があること ・コロナの状況もあって利用数が減っており、収益確保も難しくなっていることから、もう少し時間をかけて見た方が良いのではないかなど などの意見があった。 以上のことから、地域活性化部会においては、コロナの状況が落ち着いた段階で、愛知県以外の自治体における特例活用の状況も見た上で改めて評価することが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請が認定されて事業の運営状況が見極められる段階で改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	2001
②	特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	府令・省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。
⑤	評価	その他（「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。）
⑥	⑤ の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業を実施することにより、材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。また、地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。 ・食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材（卵白不使用麺）や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。 ・発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。 ・食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。 関係府省庁の調査では、 ・外部搬入を実施する園であっても、離乳食については外部搬入を実施していない園が5園（10園中）、離乳食の外部搬入を実施している園においても、通常4段階ある離乳食対応について2園が2段階・3段階の対応。 ・アレルギー児への対応について、いずれの園もアレルギー対応食を調理しているが、5園がその日の献立内容に応じて弁当を持参。 ・食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは9園、生活管理指導表を使用しているのは5園。 ・体調不良児に対する給食の対応に係るマニュアルを作成している園は0園。自園調理を実施している園では17%の園が作成。 などとなっている。 ・乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題がみられる。 としている。 医療・福祉・労働部会においては、全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—